

# 第7回北竜町農業委員会総会議事録

平成26年7月22日  
北竜町農業委員会

- 1 開催日時 平成26年 6月22(火)  
午後4時00分～午後5時15分
- 2 開催場所 すこやかセンター 会議室
- 3 出席委員 (10人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1 番	出 口 宜 伸	6 番	中 村 広 治
2 番	川 本 和 幸	7 番	大 場 信 一
3 番	水 谷 茂 樹	8 番	川 村 功
4 番	善 岡 浩 樹	9 番	西 野 利 幸
5 番	北 清 裕 邦	10 番	橋 本 勝 久

- 4 欠席委員 (0人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出  
 第2 会議書記の指名  
 第3 議案第13号 会長の互選について  
 第4 議案第14号 会長代理者の互選について  
 第5 議席について  
 第6 農政報告  
 第7 農業委員会動静報告  
 第8 報告第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について  
 第9 協議第1号 農業委員担当地区の決定について  
 第10 協議第2号 農業委員会部会構成の決定について  
 第11 その他 系統組織の等の会議員の確認について  
 第8回農業委員会総会について  
 各種会議等について

農業委員会事務局職員等

局 長 續 木 敬 子  
 係 長 松 本 雄 大  
 主 事 小 野 晃 典

事務局長 只今より平成26年度第7回農業委員会総会を開催いたします。  
本会の総会は、改選後最初の総会でありますので、招集者であります北竜町長が会長を決定するまで臨時議長を務め総会を執り行います。開催にあたりまして佐野町長よりご挨拶願います。

臨時議長 皆さんご苦労様です。7月6日に選挙委員の選挙が執行され、6名の方が当選されました。心よりお喜び申し上げます。また、4名の選任委員の方につきましては、先ほど選任証書を交付したところでございます。農業を取り巻く環境は、厳しさをましており、また、「農協・農業委員会等に関する改革」が提言されておりますが、地域の担い手、優良農地の確保という農業委員会の本来の業務は何ら変わることなく引き継がれていくものと存じます。委員の皆様には本町の農業振興の為にますますご尽力賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶にさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。審議に入る前に今回改選された委員の紹介をいたします。(議案書により紹介)

◎選挙委員

善岡浩樹委員、水谷茂樹委員  
大場信一委員、川本和幸委員  
出口宜伸委員、橋本勝久委員

◎選任委員

きたそらち農業協同組合からご推薦の\_\_北清裕邦委員  
北空知農業共済からご推薦の\_\_川村 功委員  
北竜土地改良区からご推薦の\_\_西野利幸委員  
北竜町議会からご推薦の\_\_中村広治委員

の10名でございます。

続いて、事務局の紹介をいたします。(議案書により紹介)

事務局長の續木、係長の松本、主事の小野が総会に出席致しますが、他に推進委員の岩本がおりますので、計4名で農業委員会の事務にあたります。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、町長の臨時議長により議事の進行を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

臨時議長 これより議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の選出」ですが、臨時議長から指名させていただきますことに、ご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

臨時議長 それでは大場委員と川本委員の両名を指名します。

日程第2

会議書記の指名ですが、事務局職員の續木局長、松本係長、小野主事を指名します。

臨時議長 日程第3

議案第13号 「会長の互選について」を議題といたします。  
事務局より、説明をお願いいたします。

事務局長 (議案書により議案第13号朗読説明)  
農業委員会等に関する法律第5条第2項では、会長は委員が互選したものを  
もって充てることになっております。  
また、北竜町農業委員会議規則第4条により会議の議長となることと  
決まっておりますので、併せてお願いいたします。

臨時議長 互選の方法をお計りいたします。  
どのような方法により互選いたしますか。

北清委員 北中南からの地区の各地区から地区の委員数に併せた選考委員を出した  
中で、選考したらどうでしょうか。

臨時議長 ただ今から、選考委員を出した中でとの声がありましたので、選考委員  
による推薦とすることよろしいでしょうか。

委員より (異議なし)

事務局長 事務局より提案でございますが、議案第13号に関連がございますので  
併せて議案14号「会長代理の互選について」を協議してはいかがでしょうか。まず、選考委員  
会で議案第13号の会長の氏名を臨時議長に報告いただき、新会長が議長に就任した  
後、議案第14号の会長代理者の報告をいただくこととなります。  
この様に分けて報告いただくこととなります。

臨時議長 事務局提案がございましたがいかがでしょうか。

水谷委員 同時に選考委員会をするのではなく、会長が決定してから、再度会長  
も含めた中で会長代理の選考委員会を実施する方が本来ではないか。

委員一同 (異議なし)

臨時議長 お計りします、選考委員の人数、選考方法について、どのようにしたら  
よろしいでしょうか。事務局で素案があるようなので発表してもよろしい  
でしょうか。

事務局長 それでは、北からは出口委員、中からは大場委員、南からは川本委員、  
選任委員からは北清委員の4名と、記録者として事務局より私が同席させて  
いただきます。場所は向かいの委員会室で行いますので、よろしく  
お願いいたします。選考委員会が終了するまで、暫時休憩といたします。

(選考委員退席)  
(休憩)

(選考委員着席)

臨時議長

それでは再開致します。  
選考委員より会長の氏名を報告願います。

選考委員会  
委員長

選考委員会を代表して報告いたします。  
全会一致で会長には、橋本勝久委員に引き受けていただきたいと思います。  
どうぞよろしくお願いたします。

臨時議長

ありがとうございました。  
議案第1号「会長の互選について」は橋本勝久委員を互選する事に決定致しました。  
臨時議長の責任を終え、新会長に議長席を引き継ぎ退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(町長は退席し、橋本会長が議長に就任)

議長

ただ今、ご指名をいただきました橋本です。  
もとより会長の器ではございませんが、任期も長く、年上であることで推薦を受けたのかと思います。これより委員皆様のご協力により農業委員会の業務を進めて参りたいと存じますのでよろしくお願い致します。  
それでは、日程第4 議案第14号「会長代理者の互選について」、事務局より説明願います。

事務局長

(議案書により議案第14号朗読説明)  
法律第5条第5項では、会長がかけたときは又は事故があるときには、委員が互選した者がその職務を代理する事になっています。  
又、北竜町農業委員会議規則第16条第2項においても、代理者はあらかじめ、互選しておくことができる事となっています。

北清委員

先ほどと同様に選考委員による選考でよろしいですね。なお、今回の選考委員会には私も出席します。

(選考委員退席)  
(休憩)  
(選考委員着席)

議長

それでは再開致します。  
選考委員より会長代理者の氏名を報告願います。  
選考委員会を代表して報告いたします。  
会長代理者には、全会一致で水谷茂樹委員を指名いたします。

事務局長

議案第14号 会長代理者の互選については、水谷委員を互選することに決定致しました。水谷委員よりご挨拶いただけますか。

水谷委員 　　ただ今、ご指名をいただきました水谷です。  
委員皆様のご協力により3年間この職務を全うして参りたいと存じますのでよろしくお願い致します。

議　　長　　日程第5　「議席の決定について」を上程します。  
事務局より議席の決定方法について説明願います

事務局長　　北竜町農業委員会議規則第7条により、議席は予めくじで定めることとなっておりますので、これよりくじ引きをおこないます。  
最初にくじを引く順番を決める為の予備抽選を行ったのち、本抽選を行います。  
なお、会長は慣例により最終席番となりますので、抽選は会長以外の9名で行います。  
それでは、選挙委員の届出順、選任委員の根拠法令順に予備抽選を行います。

(予備抽選の実施)

予備抽選の結果は、

1番	川本委員
2番	川村委員
3番	出口委員
4番	中村委員
5番	大場委員
6番	西野委員
7番	善岡委員
8番	水谷委員
9番	北清委員

となりました。

それでは、本抽選を行います

(本抽選)

本抽選の結果は、

1番	出口委員
2番	川本委員
3番	水谷委員
4番	善岡委員
5番	北清委員
6番	中村委員
7番	大場委員
8番	川村委員
9番	西野委員

となりました。

議席が決定しましたので、これより席に議席番号をつけます。

それぞれの議席に移動願います。

(各委員異動着席)

議　　長　　総会を再開致します。

日程第6　農政報告があれば産業課長よりお願い致します。

産業課長　「この度の農業委員会任期改選に伴いまして新たな委員として就任された皆様、そして引き続き就任いただく皆様改めましてこれより3年間よ

ろしくお願いいたします。先般19日ひまわりの里オープンいたしました。第28回を迎えるひまわり祭りが8月24日まで37日間で実施されます。今年のひまわりフェスタは8月4日になっております。

農作業につきましては、スイカ・メロンの収穫の真っ最中でございますし、稲におきましては、順調で豊穰の秋を迎えることと思っております。以上簡単ではございますが、農政報告といたします。」

議長 日程第7 「農業委員会動静報告」については、議案末尾に添付してありますので、お目とおしくください。

本日の予定案件は、これまでに協議した議案2件を含む議案3件、協議2件、その他であります。

直ちに協議案件に入ります。

議案審議との関連がありますので、協議案件の審議を先行させていただきます。

日程9 協議第1号「農業委員担当地区の決定について」を上程します。事務局より協議第1号の説明をお願いいたします。

事務局長 協議第1号 農業委員地区担当の決定について  
農業委員の地区担当については別紙の通り定めたいので協議決定されたい。

今回の改選で全域にほぼ均等に委員が選出されましたので、それぞれの担当地区に割当をするものであります。

担当地区 第1地区 担当する町内会

碧水・岩村・美葉牛・古作・共栄

**橋本委員、北清委員、水谷委員、出口委員、中村委員の5名**

第2地区 担当する地区

板谷・西川・桜岡

**川村委員、大場委員の2名**

第3地区 担当する地区

和・和東町・和町・和本町・19区・瑞穂・三谷・恵岱別

**川本委員・西野委員・善岡委員の3名**

以上です。

議長 ただ今の協議第9号の説明について意見・質問等ありませんか

委員一同 (異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、協議第1号については原案の通り可決いたします。

日程第10 協議第2号「農業委員会構成の決定について」を上程いたします。事務局より説明をお願い致します。

事務局長 協議第2号 「農業委員会部会構成の決定について」  
北竜町農業委員会実践活動要綱第2及び第4の規定に基づく部会構成について、下記の通り協議決定されたい。

会長を除く9名の委員を3部会に配置し、それぞれの部会で部会長と副部会長を選出していただきたい。この部会は、法に基づく法定部会ではなく、北竜町農業委員会が任意に設置する部会です。この場で協議と申しましてもすぐには纏まらないと思いますので、ご理解いただければ、事務局案がございますので参考までに発表させていただきます。

議長  ただ今の協議第2号の説明で質問・意見等ありませんか。  
事務局案があるということなので、発表して参考にする事としてよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長  特に、異議がないようですので、事務局案の配布後、説明を求めます。  
(事務局案配布)

事務局長  ただ今お配りしましたが、部会構成は、年齢経験年数を基に検討致しました。(事務局より朗読説明)

議長  ただ今の事務局案で、質問・意見がありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長  異議がないようなので協議第2号については、事務局説明の通り決定致しました。  
日程第8 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について上程します。  
事務局より説明願います。

事務局長  議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により町より、決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求める。  
平成26年 7月22日

番号26-売-12

買主  板谷〇〇-〇〇 ■■■■ (旧所有者: ■■■■)

売主  公益財団法人 北海道農業公社

土地  板谷〇〇-〇〇 外6筆

地目  田5筆、畑2筆

面積  74,397㎡

権利  売買

所有権移転時期  平成26年7月23日

金額  △△△△△△△円

水張り  田684㎡  反当△△△△△△円

対価の支払い  10月24日までに支払う

番号 26-売-13

買主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■■ (旧所有者：■■■■■、■■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社  
土地 碧水〇〇-〇〇 外5筆  
地目 田5筆、畑1筆  
面積 43,005m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日  
金額 △△△△△△△円  
水張り 田170<sup>㌦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
田55<sup>㌦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
田184<sup>㌦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
畑12<sup>㌦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 10月24日までに支払う

番号 26-売-14

買主 西川〇〇-〇〇 ■■■■■ (旧所有者：■■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社  
土地 西川〇〇-〇〇 外2筆  
地目 田3筆  
面積 38,207m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日  
金額 △△△△△△△円  
水張り 田323<sup>㌦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
畑15<sup>㌦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 10月24日までに支払う

番号 26-売-15

買主 和〇〇-〇〇 ■■■■■ (旧所有者：■■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社  
土地 和〇〇-〇〇 外2筆  
地目 田3筆  
面積 18,944m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日  
金額 △△△△△△△円  
水張り 田169<sup>㌦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 平成27年1月30日までに支払う

番号 26-売-16

買主 和〇〇-〇〇 ■■■■■ (旧所有者：■■■■■、■■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社

土地 和〇〇-〇〇 外2筆  
地目 田3筆  
面積 12,937m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日  
金額 △△△△△△△円  
水張り 121<sup>㊦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 平成27年1月30日までに支払う

番号26-売-17

買主 恵岱別〇〇-〇〇 ■■■■■  
(旧所有者：■■■■■、■■■■■、■■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社  
土地 恵岱別〇〇-〇〇 外12筆  
地目 田13筆  
面積 41,110.11m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日  
金額 △△△△△△△円  
水張り 田33<sup>㊦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
田118<sup>㊦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
田102<sup>㊦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
田105<sup>㊦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 10月24日までに支払う

番号26-売-18

買主 岩村〇〇-〇〇 ■■■■■ (旧所有者：■■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社  
土地 岩村〇〇-〇〇 外1筆  
地目 田2筆  
面積 63,919m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日  
金額 △△△△△△△円  
水張り 田619<sup>㊦</sup> 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 10月24日までに支払う

番号26-売-19

買主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■■ (旧所有者：■■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社  
土地 板谷〇〇-〇〇 外4筆  
地目 田5筆  
面積 37,840m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日

金額 △△△△△△△円  
水張り 田355㌥ 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 10月24日までに支払う

番号26-売-20

買主 和〇〇-〇〇 ■■■■ (旧所有者: ■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社  
土地 和〇〇-〇〇 外8筆  
地目 田9筆  
面積 41,699m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日  
金額 △△△△△△△円  
水張り 田378㌥ 反当△△△△△△円/10a  
畑1367m<sup>2</sup> 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 10月24日までに支払う

番号26-売-21

買主 西川〇〇-〇〇 ■■■■ (旧所有者: ■■■■)  
売主 公益財団法人 北海道農業公社  
土地 恵岱別〇〇-〇〇 外4筆  
地目 田4筆、畑1筆  
面積 37,841m<sup>2</sup>  
権利 売買  
所有権移転時期 平成26年7月23日  
金額 △△△△△△△円  
水張り 田212㌥ 反当△△△△△△円/10a  
田52㌥ 反当△△△△△△円/10a  
田68㌥ 反当△△△△△△円/10a  
対価の支払い 10月24日までに支払う

水谷委員

番号26-売-21を除いて、質疑等ありませんか。  
今回の事業参加期間は、何年ですか。併せて、支払期限が2種類ある  
のですが、何か理由があるのですか。

松本係長

今回ののは全て10年間です。期限については、特別な理由はございませ  
んが、10月の案件が多かったので、他の期間のものも併せて今回の議案  
といたしました。

議 長

番号26-売-21の件につきましては、■■委員の案件となってい  
ますので農業委員会法24条に基づく議事参与の制限により審議の終了  
まで退席をお願いします。  
(■■委員・・・退席)

議 長

議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農

用地利用集積計画の決定について質問意見等ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

議案 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認をしてよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

(■■委員・入室)

議長

議案 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、承認いたします。

日程第 11 その他について、事務局より説明願います。

事務局長

その他事項ですが、1 点目として、「系統会組織等の会員等の確認について」は、それぞれの規定に基づき北竜町農業委員会長の職にあるものがあたることについて、ご確認願います。

- 1) 北海道農業会議第 1 号会議員  
農業員会等に関する法律第 41 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、会長が会議員となる。
- 2) 空知農業委員会連合会員  
会則第 6 条第 1 項により、地区内に設置されている市町村農業委員会の会長が会員となる。
- 3) 北空知農業委員会連合協議会役員会役員  
会則第 7 条により、役員は区域内の農業委員会の互選による。

参考として、

- ・北海道農業者年金協議会会員  
規約第 5 条第 2 項により、市町村農業者年金協議会の正会員とする。
- ・北竜町農業振興協議会  
副会長には、会長、委員には、会長代理が就任する。
- ・北竜町農村後継者対策推進協議会・結婚相談委員  
会長、会長代理が就任する
- ・北竜町農産物生産協議会理事  
会長が就任する
- ・北竜町農業者年金協議会長  
規約第 8 条第 1 項により、会長が就任する

- ・北竜町農業委員協議会  
役員は規約第5条による互選
- ・北竜町農地等適正移動対策常任委員会委員  
設置要領第3により、農業委員全員が常任委員に就任する。  
と、就任にかかる規約になっております。

2点目、次回の農業委員会総会の日程ですが、8月28日(木)午後1時30分より、すこやかセンターで開催予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。

3点目、その他の会議ですが、

- 1) 北空知管内農業委員連絡協議会臨時総会
    - ①日 時 8月 1日(金) 午後4時30分より
    - ②場 所 雨竜町公民館
  - 2) 空知農業委員会連合会臨時総会
    - ①日 時 8月 8日(金) 午後4時より
    - ②場 所 岩見沢市
- につきましては、会長に出席をお願いします。

- 3) 北空知管内農業委員研修会
  - ①日 時 8月26日(火) 午後より
  - ②場 所 秩父別町

時間のご案内がまだありませんが、去年は午後2時から行っていたので同時間くらいかと思います。通知がありましたら出欠の確認をさせていただきますが、都合のつく委員さんは御出席をお願いいたします。

議 長 1点目、「系統会組織等の会員等の確認について」は会長がその職務にあたるという確認でした。  
2点目、8月の総会は、8月28日(木)午後1時30分より、すこやかセンターで開催されるということでした。  
3点目、その他各種会議の案内でした。全体を通して、意見・質問はございますか。

委員一同 なし

議 長 皆さんの方から、何かございませんか。  
無ければ、以上をもちまして本日の総会は、終了いたします。  
お疲れ様でした。

|

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名委員

番

\_\_\_\_\_

番

\_\_\_\_\_